

一般財団法人瀬戸市開発公社役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人瀬戸市開発公社の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等（瀬戸市の常勤の職員である者を除く。）には、別表に定める報酬を支給する。

(報酬の支払方法)

第3条 役員等の報酬は、全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除したものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき、自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、瀬戸市旅費条例（昭和26年瀬戸市条例第32号）の規定を準用し、理事長が定める。

(規程の改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

別表（第2条関係）

職名	報酬
理事	日額 7,300円
監事	日額 7,300円
評議員	日額 7,300円